

令和8年度 環境対応車導入促進助成事業実施要領

令和8年4月1日
一般社団法人滋賀県トラック協会

1. 助成対象車種

令和8年度に新たに導入した、ハイブリッド自動車（新車）とする。

2. 助成対象車両

車両総重量2.5トンを超える1.助成対象車種で滋賀ナンバーの事業用自動車（新車）とする。

3. 助成交付額

ハイブリッド自動車（新車）

（単位：円）

最大積載量	滋ト協
小型※	96,000
中型※	
大型※	

※ 上記、滋ト協助成分で、1事業者（リースの場合は使用事業者）で2台からは¥96,000円の1/10とする。

※ 助成金の振込みについて、都合により全ト協分と滋ト協分を別々で振込む場合がある。

※ 小型の区分は、全日本トラック協会のHPに掲載されている参考車両型式の通り。

4. 予算額 60万円

ハイブリッド自動車の小型とする。

5. リースの取扱い

対象車種	利用できるリース会社
ハイブリッド車	環境優良車普及機構（LEVO）・自動車リース事業者

※ 割賦販売は、国や全ト協の補助金の対象とならない可能性があるため、滋ト協のみ助成となる可能性がある。（※令和8年4月1日時点では、公表されていない）追って国の補助金事業の執行団体や全ト協へ問い合わせすること。

6. 申請受付期間

申請受付期間は、令和8年4月1日から令和9年2月26日（必着）とする。

※ 申請は事前申請が原則。

※ 申請受付期間内であっても予算額に達した場合はその時点で申請受け終了とする。

7. 要綱等

別添「環境対応車導入促進助成金交付要綱」のとおり。

8. 申請書類等

申請書類等は、滋賀県トラック協会事務局まで提出とする。

令和8年度環境対応車導入促進助成金交付要綱

令和8年4月1日制定
一般社団法人滋賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人滋賀県トラック協会（以下「滋ト協」という。）が貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の導入促進及び温室効果ガスの排出削減と地球環境の保全を図り、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の環境対応車導入促進助成金交付要綱に基づき、協会会員（以下「会員」という。）による環境対応車の導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付事業に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「環境対応車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車であって、ハイブリッド自動車をいう。

2 「事業者」とは、滋ト協の会員であって、環境対応車を「リース」又は「買取り」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

3 「リース事業者」とは、以下の条件を満たす者をいう。前号に定める「事業者」に対して、「環境対応車」の貸渡しを行う自動車リース事業者をいう。

ア 前号に定める「事業者」に貸与するために環境対応車を購入すること

イ 月額リース料金への助成金相当額分の反映もしくは助成金全額の還付により、貸渡し先に対して確実に還元すること

4 「買取り」とは、一括もしくは割賦による「環境対応車」の購入をいう。

5 「事業完了日」とは新車の場合は新規登録の日付をいう。

(助成交付額)

第3条 会員に対する助成金の交付額は別表に定めるとおりとする。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることができる。

2 消費税は助成の対象外とする。

(車両の登録)

第4条 助成金交付の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の別に定める期日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。

(助成の申請)

第5条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、滋ト協が事業年度毎に行う公募に対して、滋ト協が定める「環境対応車導入促進助成金交付申請書」（以下「申請書」という。）及び車両代金見積書（写）を滋ト協に提出しなければならない。

(助成の決定)

第6条 滋ト協は、会員から前条の申請書を受理した場合、導入計画等を検討し、助成金を交付すべきものと認めるときは、様式2による環境対応車導入促進助成金交付決定通知書により会員に通知する。

2 滋ト協は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(導入実績報告)

第7条 会員は、環境対応車の導入完了後、速やかに様式3による環境対応車導入促進助成金に係る実績報告書を滋ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 滋ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であることを確認したときは、リースによる導入の場合は、会員のリース契約の相手方に対して全リース期間分に相当する助成金を一括して、また購入による導入の場合は、会員に対して全ト協の助成金と合わせて助成金を交付する。ただし、都合により、個別に支払う場合がある。

(申請の変更・取下げ)

第9条 助成金交付決定後、会員は、申請内容を変更するときは、様式4による環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書を滋ト協に提出しなければならない。

2 会員は申込みを辞退するとき、または事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式5による環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書を滋ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第10条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって導入した車両を管理しなければならない。

2 会員又は助成金交付の対象となった車両が、次の各号のいずれかに該当するときは、滋ト協は当該車両に係る助成金交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合及び、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合についてはこの限りではない。

(1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故又は火災等により車両が使用できなくなったとき。

(3) 差押え又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 会員が滋ト協を退会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等にかかる助成金が、既に会員へ交付されているときは、滋ト協は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。

4 会員は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく滋ト協に報告しなければならない。

第11条の2 滋ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、買取りによる導入の場合は会員に対し、リースによる導入の場合は事業者の契約先のリース事業者に対し、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他滋ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた時

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、滋ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産処分の制限)

第12条 会員は、交付対象となった車両が事業完了日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ滋ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(1) 最大積載量2トン以下のトラック 3年

(2) 最大積載量2トン超のトラック 4年

2前項による処分が行われたときは、速やかに、別に定める財産処分等届出書を滋ト協へ提出しなければならない。

(リース助成の返還)

第13条 リース契約の助成金を受けている会員が滋ト協を退会したときは、滋ト協はリースの残存期間に相当する助成金の返還を、会員のリース契約の相手方に求めるものとする。

(事業に係る報告等)

第14条 滋ト協は、会員に対して必要に応じて報告を求め、または指導調査を行うことができる。

(その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事項は関係者が協議して決定する。

(附則) 令和8年3月25日

第1条 この要綱は令和8年4月1日から適用する。

第2条 平成14年6月15日制定の「低公害車導入促進助成金交付要綱」は廃止する。

車 両 代 金 見 積 書

令和 年 月 日

様
(様分)

(販売者)
住 所
会 社 名
代表者名
電話番号

印

※代表者印をご捺印下さい。

車 名 (通称名) : _____
型 式 : _____
車両代金合計 : _____ 円
消費 税 : _____ 円
総 額 : _____ 円

品 名	金 額 (税別)
1. 車両本体価格 (シャーシ部分)	
値引き	
小 計	
2. 車両本体価格 (架装部分)	
値引き	
小 計	
3. 改造費 (通常車両価格との差額)	
値引き	
小 計	
車 両 代 金 合 計	

(注1) リースの場合は、リース会社宛の見積書とする。

環境対応車導入促進助成金に係る実績報告書

(環境対応車導入促進助成金請求書)

一般社団法人滋賀県トラック協会
会長 松田直樹様

(申請事業者) 住 所
氏名又は名称
代表者名

印

※代表者印をご捺印下さい。

担当者名
電話番号

標記助成金について、下記の通り請求します。

請求金額 _____ 円

助成金額は交付決定通知書に記載通りとする。

本紙とは別に、滋ト協助成分は別途作成の上、ご提出下さい。

○ 請求内容

・導入事業者名	
・滋賀県内営業所(支店)名	
・確認番号	
・登録年月日及びリース期間	年 月 日 (ヶ月)
・メーカー・車名(通称名) ・種別・車種クラス	小型・中型・大型
・登録番号	

※買取り又は割賦の場合は、リース期間を0ヶ月とご記入。

○ 振込先銀行口座

・口座名義人(氏名又は名称)	フリガナ
・振込先金融機関	銀行 支店
・預金種別	普通 ・ 当座
・口座番号	

(注) リースの場合は、全ト協が受付している「リース事業者届出書」に記載の「担当者」と同一の氏名とすること

- ※1. 添付書類・自動車検査証記録事項(写)に加え、
購入の場合は車両購入代金の請求書(写)及び領収証(写)
リースの場合は、リース契約書(写)
割賦の場合は車両代金支払いに係る領収証(写)及び割賦契約書(写)
なお添付書類は、1枚ずつの提出で良い。

- ※2. 車両1台ごとに作成すること。

環境対応車導入促進助成金に係る実績報告書

(環境対応車導入促進助成金請求書)

一般社団法人滋賀県トラック協会
会長 松田直樹様

(申請事業者) 住 所
氏名又は名称
代表者名

印

※代表者印をご捺印下さい。

担当者名
電話番号

標記助成金について、下記の通り請求します。

請求金額 _____ 円

助成金額は交付決定通知書に記載通りとする。

本紙とは別に、全ト協助成分は別途作成の上、ご提出下さい。

○ 請求内容

・導入事業者名	
・滋賀県内営業所(支店)名	
・確認番号	
・登録年月日及びリース期間	年 月 日 (ヶ月)
・メーカー・車名(通称名) ・種別・車種クラス	ハイブリッド車 小型
・登録番号	

※買取り又は割賦の場合は、リース期間を0ヶ月とご記入。

○ 振込先銀行口座

・口座名義人(氏名又は名称)	フリガナ
・振込先金融機関	銀行 支店
・預金種別	普通 ・ 当座
・口座番号	

(注) リースの場合は、全ト協が受付している「リース事業者届出書」に記載の「担当者」と同一の氏名とすること

- ※1. 添付書類・自動車検査証記録事項(写)に加え、
購入の場合は車両購入代金の請求書(写)及び領収証(写)
リースの場合は、リース契約書(写)
割賦の場合は車両代金支払いに係る領収証(写)及び割賦契約書(写)
なお、添付書類は、1枚ずつの提出で良い。

- ※2. 車両1台ごとに作成すること。